

当知行と新城・公儀

鶴嶋 俊彦

はじめに

国際法によれば、領土は国家の領有意志と実行支配がおよぶ地域であり、「実効的占有があつて政治的支配権が確立している地域」と規定され、実効的占有は、「国家権力の実効的かつ継続的発現」と言い換えられている¹⁾。周知のように、国家が領土を保全するには、実行支配のための装置が必須となる。陸地では国境線にフェンス・壁が立ち並び、領空ではレーダーによる監視、領海では航空機による哨戒がなされ、国境紛争地域では警備隊や軍隊が駐留し自己の領土であることを主張する。このように領土の実行支配は、占有と法的行為によつて支持される性格をもつ。

本稿では、軍事的な占領政策によつて領域拡大を図る戦国大名の動向を、相良氏の新城普請と公儀という二つの視点で検証し、戦国大名領国の保全、すなわち「当知行」と呼ばれた領域占有の装置として機能した城郭の役割を再検討し、城郭が領域の実力占有に使用された軍事基地であることを改めて確認しようとするものである²⁾。

相良氏の当知行の過程を整理すると、当主「在城」という文言が頻繁に登場する。こうした当主の「在城」にいかなる意味があつた

のか、大名自らの「在城」という行為が当知行において果たした役割を考える。

また、在城(占領)にあつては、新城を普請し、これを拠点に實力占有を開始する事例が確認できるほか、長陣で向城を設けて対峙した場合に占領がなると相手方の城を使用せずに、向城をそのまま当知行のための拠点城郭として使用した事例に注目する。こうした事例は、由緒なき押領による知行の場合など、知行の経緯や形態に関わる問題が想定される。

以上の課題をできるだけ多くの事例をあげて確認し、当知行と城郭の関係を明確にしたい。方法としては、先ず当知行についての先行する研究を概観し、相良氏の實力占有による知行事例のいくつかを紹介し、もつて新城普請の目的と当主による境目や城郭への公儀のもつ意味について考えたい。

一 当知行の概念

領土の保全(実効的占有)には、領有意志を継続的に表明しその占有を内外に知らしめるとともに、その占有を他者から侵されず貫

徹するための装置が必要となる。この装置が城郭のもつ重要な機能であったと想定される。そして現実的な土地支配を指す「当知行」は、領域の実効的占有を意味する中世の法制用語とみなされている。本論では先ずこの実効的占有と同義とみられる当知行の概念を整理し、次に相良氏の具体的な動向を確認したい。

石井良助はその著書『日本不動産占有論』において、不動産占有の歴史的発展とその段階毎の特性を明らかにしようとした。石井によれば、鎌倉時代の知行の本体は、①当該不動産の上に物件を有すとの主張、②上記主張に基づく物件の事実的行使から構成されて機能を発揮したとする。すなわち、知行成立には知行の由緒ありと主張することが必要で、押領も知行の一種とする。そして、物件の事実上の行使とは「所務」（収納）であり、「當知行」は現在の知行、すなわち完全な知行の意味で、押領も知行の一種とされたことから知行の本質は占有だとした。そして自力救済の一切の禁止により知行の保護は訴によった、とした。

小林一岳は中世における実力占有の作法について整理し、その根源を鎌倉期以降に登場する悪党行動にあるとした。¹⁾小林があげた悪党行動は、以下の実力行使である。

刈田刈畠 相手の勸農否定。収納の貫徹。自領である由緒（正当性）の証明。

追捕狼藉 由緒による未進年貢の収奪。当知行の主張行為。

路次狼藉 道における年貢・債権物の奪取。道を切り、塞ぐ等の境界封鎖。当知行エリアを確定し、年貢・課役を排除。

城郭を構える 城郭は合力の拠点。実力による当知行のシンボル。

領主制の中核にあった「宅」の論理の延長線上に城郭を設営。シンボルの破却は、当知行の否定。

悪党・荘園領主は、城郭を構え、武力を集中し、当知行を目指した。

小林は、刈田・刈畠・追捕狼藉・路次狼藉・城郭設営は由緒に基づく行動様式²⁾作法であるとし、当知行の本源は実力占有にあり、抑制・調整・支持するものとして当知行保全システム（安堵の体系）が形成され、領主の当知行が貫徹されたと結論した。そして南北朝内乱期以降は、新たな当知行保全システムとして一族一揆・国人一揆などの領主一揆が登場するようになったとした。

この当知行と城郭の関係について、多岐にわたり考察を加えたのが稲葉継陽である。³⁾稲葉は、「当知行」を特定の所領に対して現実支配が保持されている状態と規定し、平和団体（一揆）は在地領主同士が当知行を相互に保障しあうために形成し、当知行の競合激化が内乱を誘発し、城郭の機能が重視されて「城は当知行の本源」となり、鎌倉後期以降の領主間相論⁴⁾当知行紛争は、城郭（要害）の構築・破却の応酬であったとした。

また、肥後国甲佐立早要害の占領後に在家を焼き払い城郭を再構築している事例や同国守富荘における河尻七郎による「異議申し立ての籠城」の事例をあげ、城郭を構え、そこに自身が入り武装集団を駐屯させる行為が当知行の宣言となり、城郭を拠点とした当知行は領主の所領支配に決定的な意味をもち、城郭から相手を放逐、城郭を破却する行為が当知行の否定の公示であるとした。

さらに、戦国期には城を中核とした地域単位として（城）領が形成され、城は広域行政の中核となり、大型城郭は戦乱時に領内民衆の避難所となったことから、城は戦国期民衆に対する領域平和実現の究極の根拠となっていたとする。そして、境目地域の城の事例に肥後国豊福をあげ、相良氏の割譲要求↓半自立的領主皆吉氏の納得による退散（下城）↓相良側人数の在城↓普請開始といった一連の

動きから、戦国期戦争は領土紛争＝当知行紛争にはじまり、領土協定によつて終結し、協定は境目の半自立的領主の合意を必要としたとする。また、境目地域の民衆は戦国期に領域保全策として「村の城」たる小規模城郭を構築したことを想定した。

以上の先行研究によれば、当知行とは特定の所領に対して現実支配が保持されている状態であり、平和団体の一揆は、在地領主同士が当知行を相互に保障しあうために形成され、南北朝内乱期には所領安堵に替わる当知行保全策が必要となり、これが自力・実力による領地の獲得・保全策として城郭を構える行動となり、幕府は由緒の有無に関わらず占有により実行支配されているその当知行を認める形で安堵状を発給していたということになる。

二 相良氏の実力占有

次に相良氏の実力占有の具体的事例を史料から拾い上げ、その占有と城郭の関わり方を整理する。

事例一 薩摩国山門院熊陣（山門院知行）

「沙弥洞然長状写」によれば、応永二十九年（一四二二）、薩摩国山門院の総州（嶋津守久）楯籠の時、相良前統は嶋津貴久（忠国）の援軍として山門院に付陣し、総州の退出によつて山門院三五〇町を知行し、村山備前守を指置いてその知行は文安五年（一四四八）まで継続したという。現在、山門院の故地である野田の段丘上には「熊陣」と「新城」地名が隣接して残り、字新城には方形プランの館城がのこされている。「熊陣」は他の多くの事例から相良氏が派兵先に築いた城郭を指していると推定されることから、新城は熊陣とも呼ばれた相良氏築城の城郭と考えられ、相良氏が山門院木牟礼城の向城として築城し、その後の山門院の当知行に際して使用した

城郭とみられる。

城郭遺構は上位段丘である舌状台地の先端の前後二箇所を二重堀切で切断して主郭を造りだすもので、北・東に小腰曲輪を付す。主郭は土塁囲みの略方形（三〇メートル×四〇メートル）の単郭構造で、館城の構造を採る。後年に城跡東辺を出水、阿久根の交通路が通過して遺構を破壊するが、保存は良好である。「野田町郷土誌」では室町時代後期に野田城主嶋津忠兼の居城として亀井山城の南に新たに普請した新城とするが、史料もなく根拠も明示していない。亀井山城は典型的群郭式城郭の形式となっており、別台地にある新城とは縄張上の関連は全くない。城郭構造からも亀井山城は、文安五年の相良氏の撤退以降に島津氏が築城した城郭と考えるのが自然である。

山門院知行の流れを図化すれば、次のようになる。

向城普請・当主在城 ↓ 敵方下城・落去 ↓ 当主在城 ↓ 向城に城番

事例二 薩摩国牛屎院永峯城（牛屎院知行）

「相良氏山門知行以下由緒書」によれば、長祿二年（一四五八）に嶋津忠昌は北原・菱刈・（渋谷）四ヶ所が嶋津に敵心を抱かないように相良長統に依頼し、牛山を譲与したという。この第一次となる牛屎院知行は、城番に（永留）大膳太夫長連や（犬童）三郎左衛門尉長直があたり、高田郷知行による牛山城衆中の召移によつて牛山が返還される寛正六年（一四六五）まで続いた。「沙弥洞然長状写」でも「三ヶ国猥駭之時分候歟、從嶋津方此方エ被相去候之間、則以知行、為仁躰、左京亮長直被指置候」とあるが、知行期間が短いため上記以外にはこれを証明する史料がない。

第二次牛屎院知行は、文明八年二月二十日、牛山城の嶋津（伊集院）三郎右衛門方が俄かに菱刈に動いたことが発端となる。同二十

二日、婿である菱刈氏に合力するという理由で相良が統自身が菱刈に出陣し、嶋津国久との間で山門院に打替え牛山を進上する盟約を得たという。三月二十八日、為統は牛山に着陣したが、この動きは薩州四ヶ所（渋谷一族）や北原昌宅も同意したものであった（以上「相良氏山門知行以下由緒書」）。この牛山陣に参陣した大童重國の軍忠状によれば、為統の着陣した牛山陣は「永峯城」とも呼ばれており、城番を置き長々と詰めさせたという。この牛山陣は、同年八月四日の牛山河原合戦まで膠着状態が続き、八月二十二日には嶋津季久が牛山攻略を為統に相談。九月十一日の嶋津季久書状によれば、求麻之衆として、青木之衆・すわの丸の陣衆・花木多衆などもあったことがわかる。九月十三日、牛山城が落去すると、為統は牛山知行のため（永留）式部太輔頼並に城番を仰せ付けて帰陣した。

この相良氏の牛山攻めは、牛山城の伊集院三郎右衛門方の菱刈侵攻を発端とする菱刈救援の形を採るが、反守護となった嶋津国久（薩州家）・嶋津季久（豊州家）・菱刈氏に同盟した相良氏が、守護方（嶋津忠昌）の牛山城を攻撃した事件と換言できる。

従来、「永峯城」の遺跡は明確にされていなかったが、牛山城跡（大口城跡）の南側の国道を挟んだ細長い台地の北端に字「新城」という地名があり、この台地の古名を永峯ということから、永峯城の故地を字「新城」に比定できる。現在、新城の全面は女子中学・高校敷地となっていて、明瞭な城郭遺構は確認できないが、比高四〇メートルほどのシラス台地を利用した城郭とみられ、牛山城に面した北側斜面には登城口となる壑堀状の凹道がある。背後に隣接する諏訪神社の場所は「すわの丸陣」跡と推定される。

文明十七年（一四八五）、季久の子忠廉と相良長輔（長毎）は、球磨・牛屎院境の国見で会見し、翌年には牛屎院で為統と嶋津国久は嶋津忠廉に和与を説得した。明応八年（一四九九）四月、牛山

（牛屎院）が落去し相良氏の知行が終わる。その後享祿三年（一五三〇）まで嶋津忠明が領有した。牛山城は享祿三年（永祿十二年（一五六九）までは菱刈氏が支配し、その後は島津氏の所領となり新納氏が地頭として治めた。相良氏の牛屎院知行の流れは、次のように理解される。

当主着陣・向城普請・城番 ↓ 敵方下城 ↓ 当主在城 ↓ 向城に城番

事例三 肥後国八代郡八代本城（八代の当知行）

相良氏による八代の当知行は、文明十六年（一四八四）三月七日の八代城主名和顕忠の落去による為統の入城に始まる。この相良氏の八代知行について、守護である菊池氏は次のように沙汰した。

「菊池重朝書状」（「相良家文書」二三二号）

先度□筆候、御披見候哉、抑慮外之世上、無是非次第候、依八代事、為統他家へ被申談候、尤候、雖然、八代本主退出之上者、時節到来候間、於于今者、為當家同心、永無為二知行候者、為自他可然候處、如今者、弓矢不可絶候、此趣可有故實之由、上津浦上総介へ申候、定彼方より可有意見候、早々事可然様二被取成候者、悦喜可申候、於其境逗留之由承候間、如此申候、憑入候、恐々謹言、

四月二十五日

重朝（花押）

税所式部少輔殿

文中に「為統他家へ被申談候」とあるのは、八代知行にあたって嶋津薩州・嶋津豊州・伊東氏・阿久根方・祁答院氏などの渋谷四家・北原氏・菱刈氏・天草衆などの合力を得ていた事情を指す。守護菊池氏は前年の為統の八代侵攻について裁許していない事情があったが、「八代本主退出之上者、時節到来候間」と名和氏の退出をうけた為統の当知行を事後承諾し、「於于今者、為當家同心、永

無為二知行候者」と守護への同心を求めた。

長享元年三月一日、為統は豊福の安清父子三人を討取り、豊福も獲得し、同六月には永国寺僧侶を使者に立てて八代と豊福の安堵を守護に懇望し「両所之御判頂戴」したという。しかし、その「御判」（安堵状）は「相良家文書」には確認できない。安堵状は所領を承認・保護する重要文書であり、それが存在しないのは極めて不自然である。相良氏が「懇望」しなければならなかった事情は、逆に守護にとっては知行の由緒を有する「本主」である名和氏への配慮もあり安堵状発給が困難であった事情を想定させ、結局、安堵状の発給はなかった可能性が大きいだろう。だとすれば、為統の八代知行は所領安堵のない由緒なき押領であり、武力による実行支配であつたと考えねばならない。こうして明応八年三月には豊後・筑後・肥後国中衆の武力支援を得た名和氏が八代・豊福を奪還することになる。

次に永正元年（一五〇四）からの長毎の八代知行の場合どうか。

「阿蘇惟長書状」（「相良家文書」二二六三号）

御佳祥追日益々重豊、抑當敵御對治、誠千秋万歳候、御祝着、此方も同前候、去七日御在城之由承候、目出候、如示預候、永代不易、弥可申談外、不可有余儀候、仍太刀一腰預候、為悦候、是も太刀一振進之候、祝儀計候、必以使者御祝言可申候、慶事、恐々謹言、

二月九日 惟長（花押）

相良殿 御報

当該書状は八代城に長毎が「在城」できたことを、近隣の阿蘇氏が祝賀したものである点を重視したい。今回の「在城」では相良氏に八代知行が安堵されたが、後述するように当主が在城するという行為は、公儀であり、当知行の必要条件であつたと理解される。

長毎は永正十五年五月十一日に逝去し、長祇が家督相続した。同六月十二日、守護菊池重治は「八代郡并益城郡之内豊福二百四十町」の相続を「任親父近江守長毎相続之旨、領掌不可有相違」と認めて、継目の安堵を行った。

その後、人吉での内訌を取捨し当主の座を得た長唯は、享祿三年（一五三〇）二月に水俣に在城して芦北郡の当知行を完了し、その上で初めて八代に下向し八代城に在城した。長唯は三年後の天文二年（一五三三）四月一日に八代本城と関城の普請に着手し、翌年三月十日に本城の仮御殿作事を終了した時点でも「御在城」している。このときの普請場所は、八代本城の遺構群の中で主郭に相当する「新城」と呼ばれている最も普請量の多い部分とみられる。後述するように、当該普請は関城の場合も含めて、谷を隔てた隣接する尾根での新規築城であつたことに注目しなければならない。八代知行の流れは、次のように理解される。

旧領主退出 ↓ 占領 ↓ 当主在城 ↓ 新城普請 ↓ 新城への当主在城

事例四 肥後国八代郡鷹峯城（八代北郷の当知行）

永正三年（一五〇六）十月十三日、「北小河・守山・海東・小熊野事、急度御領地可然候」と、守護菊池氏は合力の見返りに相良氏に八代北郷の知行を約束する。永正六年（一五〇九）九月十日、永正元年から同盟していた阿蘇惟長との「小河火獄合戦」が起こる。永正七年（一五一〇）九月二十五日、大友老中の朽網氏などが、「多年申談候小野豊福之事、落着候間、」と申し送り、この時の使僧石泉庵は菊池武経（阿蘇惟長）と阿蘇惟豊との和談の件に関係して、「小野豊福事、於両所不可有城取事」と、相良領の小野と名和領の豊福での城取（築城）禁止を伝えた。

しかし、永正十三年（一五一六）九月一日、伯州頭忠が「小野・

守山ニ弓箭の手形」を行い相良氏に宣戦布告し、同二十一日、相良長毎は「守山の城取候」と守山城を築城した。同年十一月に推定される「相良長毎書状」では、相良長毎が二見衆中に「来七日小川辺まで必ず被着候様ニ、出張あるべく候、七日陣取の由聞え候」と出陣依頼を行っている。

その後、「八代日記」によれば、大永六年（一五二六）十月十九日、「当国一同ニテ鷹嶺ニ着陣」とあり、三郡人数の相良勢は阿蘇氏所領との国境となる分水嶺の鷹峯に着陣し、山頂の城郭（古期鷹峯城）を占領し、十二月二十九日に相良勢は開陣となり、武装解除した。

また、天文三年（一五三四）には、閏一月十六日に「たかの峯城取鉄立」と新城普請を行い、二月十日には「長唯様始たかみね城に御在城」して軍事境界監視施設である境目の城を自前で築城し、当主が在城して領土占有を宣言した。同二月二十九日・三十日には三郡人数で豊福に働き、同三月二十二日から八代一番衆が二十日交替の鷹峯番に立った。

従来、新城として築城された鷹峯城は、八代本城のことと錯誤されてきたが、その遺構は小川町と豊野町の境界となつている分水嶺南側斜面の字九万城に確認している。八代北郷知行の経緯は、次のように理解される。



なお、天文四年三月二十一日付けの「名和武顕書状」と「名和氏老中契状」は、名和氏側から守山城に到来しており、軍事緊張期の窓口として守山城など、当該期の端城を使用していることがわかる。

事例五 肥後国八代郡豊福城（豊福知行）

永正十三年（一五一六）十二月十三日、長毎は豊福を知行し、相良氏の第二次豊福知行が始まる。永正十五年六月十二日、守護菊池義武が相良長祗に「八代郡并益城郡之内豊福二百四十町を任親父近江守長毎相統之旨、領掌」し、継目に伴う知行安堵を行う。

『八代日記』に見る第三次豊福知行では、天文四年三月十六日、豊福大野合戦で相良方は名和方に勝利し、三月二十一日、相良氏は豊福の割譲を要求。三月二十二日に豊福が落去し、皆吉伊豆守は宇土に退散〔下城〕。同日、三郡（球磨・葦北・八代）人数在城〔在城〕、三月二十四日、豊福城に地沈（地鎮）があり〔普請開始〕、五月十八日、長為（長唯嫡子）の合縁を定め〔政略結婚〕、六月二日、八代・堅志田・宇土三家の老者が相談〔不可侵条約〕し、翌年の天文五年（一五三六）五月二十八日、球磨郡・葦北郡八代莊守山・小野村豊福莊豊田莊牛屎院の領中安寧を願い、長唯・長為が人吉願成寺に阿弥陀仏を造立している〔当主祈願〕。

豊福城の遺構は、従来大型の二重濠が周る豊福城跡に比定されてきたが、縄張の検討からすると小西行長の入封以後の所産とみられる織豊系城郭の特徴を持つている。相良氏の第二次豊福知行までの豊福城は竹崎城に比定可能で、天文四年に「地鎮」のうえで普請された第三次豊福知行に伴う豊福城は、すでに宅地造成により消失した字上城の標高四八メートルの長運寺山に新城として築城されていたと想定しておきたい。

このように相良氏は、境目と領域の維持のため軍事作戦だけでなく、婚姻や平和条約を締結することで平和を実現し、領中安寧を神仏に祈願した。第三次豊福知行の場合の流れは次のように考えられる。



以上五つの相良氏の事例をみた。これらの事例から想定される中世における実効的占有には、敵対勢力の下城 ↓ 占領・当主在城 ↓ 新城普請 ↓ 当主在城（公儀）という一連の行動様式が存在が認められ、複数の事例の存在から、中世の作法として実行されていたことが指摘できる。

三 新城普請

前述したように、相良氏は山門院・牛屎院・八代（本城）・鷹峯（城）・豊福など、占領地の実効的占有過程では、新城普請を行っていた事実を確認できたと思う。このほか「八代日記」の普請記事や地名によって相良氏の新城普請の事例として上げることができるものに、大牟田城、高塚城がある。こうした相良氏が占有した領域における新城築城の豊富な事例では、旧城に隣接する尾根や台地に新規に築かれているという特徴がある。したがって領主の入替わりのある地域で近接して立地する城郭がある場合、新しい要素をもつ城郭は新領主によって新規に築城された新城であった可能性を検討しておく必要があるだろう。こうした視点で相良氏領域の城郭のあり方を検討すると、八代郡では種山城や高田城、葦北郡では日奈久城や二見城、津奈木城で新旧の城郭遺構が並んで立地していることに気付く。また、佐敷城や湯浦城も新旧二城間にやや距離があるものの、その可能性は十分に指摘可能である。

この想定が正しければ、相良氏にとって占有地となる芦北郡や八代郡の記録に登場する城郭のほとんどは、相良氏の占有に伴って、新規に築城されていた可能性が大きく、単に城郭の機能向上などの目的とした新規築城として理解することは困難であろう。すなわち、

相良氏領域の新城普請の多くは、五つの事例が示すように実効的占有とセット関係で、前述のような占有に伴う作法の一環として実行されたものと位置付けなければならないだろう。

すでに別稿で述べたように応永期や文明期にみられた南九州に点在するクマ陣・クマ城と呼ばれた城郭は、相良氏・球磨衆が築城した城郭を表現した地名・城郭名と考えることができる。そのクマ陣・クマ城を含めて攻城戦に使用された向城は、相手の下城をうけると一転して当該所領の知行あるいは押領による実行支配のための軍事基地（「新城」となり、所務のための役所として使用された）と想定することができる。

次に、史料や地名で「新城」と呼称されている城跡をあげると、球磨郡では西村城（字新城原）の一例のみ、八代では八代本城（「八代日記」の「新城」、字名の「新城」、高塚城（字新城）の二例があり、天正期に嶋津氏が小熊野に築いた花山城も「新城」と呼ばれている。管見であるが、現在のところ北部九州には「新城」と呼称されている城郭は見出せず、鹿児島に「新城」十六例と今城一例、宮崎県に「新城」と「今城」合わせて二〇例を確認している。熊本県南部を含めた南九州は、高密度の分布地域となっていることに気付くだろう。

この分布は、シラス台地や群郭式城郭の分布に重なり、群郭式城郭の一部に曲輪名称として「新城」地名を冠する場合があるので、城域拡大によって生じた郭の名称という理解が一般的であった。しかし、独立した山城の名称となっている高山新城や垂水新城など、「新城」が城郭の固有名称となっている事例も多い。南九州一円に分布する多くの「新城」「今城」という城郭名・曲輪名の多くも、当知行の作法に基づいて新しい城主（占領者・占有者）により普請された新城に由来するものが含まれている可能性は高い。

ここでは占領地の当知行に際して、相良氏の事例にみられるように、新領主が新規に自前で築城し、そこに一旦在城しなければならぬという、一連の行動様式が、中世の作法として確実に存在していたことを強調しておきたい。

だが何故、当知行に実力占有の現実的な行為として、占有者自ら手による新城普請が必要条件とされたのであろうか。

中世における城郭観の展開を問題視した中澤克昭は、討死を覚悟した武将が白邸に火を放ち自刃し、あるいは逃亡する慣行(習俗)に注目し、これを「自焼没落」と呼んだ。そして、「家を焼く」という行為は、家が人の住まいであるばかりでなく、神霊の空間である「聖なるコスモス」であったため、自刃・逃亡の際には家を供養するために行われた作法とした。この「自焼没落」の作法は家だけに止まらず、城郭もその対象となった。例えば、「八代日記」によれば、享祿元年(一五二八)三月二十四日に「水俣自火にて人数和泉のこどく退出」とあって和泉衆は退出(没落)にあたり水俣城を自焼している。また、水禄八年六月十三日、白木妙見に参拝中の相良頼房は「豊福落去の火色見え候て、夫ヨリ直ニ豊福ニ御在城候て」と、名和氏領となっていた豊福が自焼により落去したことを知り、直ちに知行のため豊福に在城したことを記している。

戦国大名が神仏や呪術、占星に頼り軍事行動をおこなっていたことは小和田哲男によって紹介されている。小和田は呪術や占星を中心に行った人物は、戦国大名の周辺に控えていた「軍配者」「軍師」であり、彼らの仕事の主要な部分は「観天望氣」、つまり天気予報であったと指摘し、この場合の気は勢いだけでなく敵の士気・覇氣などを含んだものとしている。

さて、「八代日記」にも実に多くの天文・氣象・怪異などの記事が載せられている。例えば、「酉刻ニはた雲有、入日ノ所ヨリ東マ

テタツ、色ハ薄赤白也、虚空ニ見え候分ハ東ヨリ西マテ、中七八尺斗青雲ニテ両方一文字ニ有也、是闘戦之氣と申候、」(天文二十年八月三日)とあり、翌日の「義武国中ニ御上候とて、火色ハマ伊倉ニ見え候、」(同八月四日)の予兆と解釈している。また、「城山・松尾・松原カシコ、爰雲氣ニテ候哉立候」は、同日の養田筑州屋敷の出火による麓大火の予兆としてあげている(弘治元年三月十六日)。

一方、嶋津家史料群には火色(雲氣)について記した兵術書数点があり、隣国嶋津家中でも戦国期から慶長の役に至るまで、雲氣の占いをして落城を予見し、合戦の日取りや陣形、陣取り(城普請)に際しても軍神勸請が問題とされたという。嶋津家の火色に関する兵術書のうち慶長四年本は、家屋から様々な形の気(死火)が立ちのぼる様子を描き、合戦之勝敗や落城の時期などを記し、慶長十三年付『軍神氣之巻』は城郭と様々な立気(雲氣)が描かれるという『上井覚兼日記』にも火色(雲氣)によって戦の動向を占う記事があり、雲氣による占いは南九州でも一般的であったことが知られる。なお、江戸初頭に編纂された軍学書である『軍法待用集』では、五〇種にのぼる雲氣が紹介されている。

以上、多少冗長になったが、築城にあたり軍神の勸請を行うという宗教儀礼は、中世において普遍的にみられた作法と考えられ、家に祖先神を中心とした神霊が祀られたように、城郭もまた祭祀者である築城者により軍神が祀られ、城主と一体的な世界を形成していた空間と認知されていたことが指摘できる。こうした宗教色の濃い城郭を占領者がそのまま継承するという行為は当然に敬遠されたはずである。豊福城占領後の「地沈(地鎮)」や花之山開築城における軍神勸請の例(『上井覚兼日記』天正十一年十月二十八日条)によって知られる新城普請は、そうした中世の習俗・宗教観に立脚した作法と考えなければならぬだろう。

四 公儀

『八代日記』には、八代城下の陣内で頻繁に「公儀」(「光義」)を行方菊池義宗や相良長唯らが登場する。これらの公儀の具体的内容は周辺大名の使者や国人たち、家臣との応接が中心であった。この陣内で行われる静的な公儀に対して、前述した当主在城のように、当主が領内を移動する動的な公儀も頻繁に登場する。

相良氏の動的公儀には、①佐敷や湯浦での貴人との参会、②寺社参拝、③支城視察・普請、④城下の家臣屋敷訪問⑤支城主の代続や元服に伴う支城への訪問などに分類される。『八代日記』を主要な史料として相良氏の領内公儀を当知行との関係で考えてみたい。

境目(国境)公儀 享禄元年三月、水俣城は和泉衆の自落によって相良氏の手にあったが、津奈木までの制圧を完了した享禄三年二月に長唯が在城している。大境である水俣での当主による当知行を表明する儀礼的行為とみられる。

市房神社参詣 天文二十二年閏正月十四日、晴廣は市房に参詣した。市房は球磨郡の東端日向国との大境にある球磨郡随一の高山で球磨川の源流域にもあることから、霊峰・神体山として崇敬されていたとみられ、後に霧島神が勧請されて大平谷に社が建てられていたが、永正八年に長毎が社殿を改修している。文亀二年(一五〇二)を初見に相良氏の起請文や相良氏への起請文の神文に、「市房六所大権現」「当所惣廟市房六所大権現」「求麻市房六所権現」と見え、「青井大明神」とともに書き習わされるようになったことから、このころ相良氏の本格的な崇拜を受けるようになったものとみられる。

球磨郡の西よりに位置する人吉から東端にある市房社に相良家当主の晴廣が参拝する公儀は、球磨郡一円を実質的に支配下に置くことに成功した相良氏が郡内を巡行する政治的な示威行為を兼ねてい

たと解釈できる。市房社参詣は元亀元年にも頼房によっても行われ、御詠歌が奉納されているように、歴代に継承されている。

年頭・代継の公儀 天文十六年正月十四日、当主となって初めて迎えた正月、晴廣は求麻から八代に下り、八代衆に腕飯を行った。腕飯(おうはん)は、歳首において室町邸正殿でも行われていた年中行事となる共同飲食の武家儀礼である。この年頭の儀式で晴廣は自分の代継を家中に公示し、同十六日には八代老者に年頭公儀している。その後、十九日狂巖寺、二十日正法寺、二十四日増福寺、二十日六日顯昌寺と、八代城下の主だった寺院に公儀し、二月一日には関に「御代始」の公儀をし、三日に大牟田(城)に公儀する。さらに、九日には高塚(城)に公儀し八代人数による城拵えを立会いし、十二日は種山に公儀して十三日に八代麓に帰宅した。また、翌日十四日には高田に公儀して十五日は高田寺家に公儀している。

以上のように、「八代日記」によって知られる八代陣内での年頭公儀や八代郡内の寺院・支城を巡る晴廣の代継後初めての年頭公儀は、領主の代継にあたり特に重要視された武家儀礼の一種とみられ、八代の当知行を領主が主張し、確認させる儀礼的な行動であったと想像される。年頭公儀については、特に関城への年頭公儀が天文十七・十八・二十年にもあり、慣例とされていたことが指摘できる。

天文二十二年の水俣への公儀 水俣は薩摩国和泉に接し、和泉衆の侵入に悩まされてきた境目の地域であった。すでに享禄三年に長唯の水俣公儀が行われていたが、天文二十二年三月二十一日にも相良晴廣が佐敷に亡命中の阿蘇惟前と惟氏を伴い水俣に公儀している。晴廣は同二十三日に「水俣関持」し、翌日には実父上村頼興も水俣に公儀している。「関持」の詳細な意味は不明だが、境目にあることから交通監視となる関を水俣城近くに設けたものと推測される。

大境である水俣への公儀は、当知行を現地で表明する国境巡行にあたり、重要な公儀であつたとみられる。

晴廣の支城公儀 晴廣は「八代日記」によって、年頭公儀のほかに多くの支城公儀を行っていることが確認できる。その一例をあげる。

天文十八年三月四日、晴廣は日奈久に公儀し、五日に二見、六日に久多良木と、上芦北の諸城を回るルートで公儀して球磨に上り、五月二十七日に球磨から八代に下っている。同二十一年十一月二十八日には、佐敷から市野瀬に公儀して求麻に上り越年している。前者のルートは、現在「クマミチ」（球磨道）と伝承されている日奈久の竹の内から竹の内峠、二見の道の平・田子崎、芥子（けじめ）峠、久多良木陣之内、上原峠、内子場、海路で球磨川の河畔に出るルートと推定される。後者のルートは近世の人吉街道とほぼ同じで、佐敷、桑原、市野瀬、告で球磨川に出るルートと推測される。

戦国時代、相良家の当主は球磨人吉と八代を往復しながら執政していたので、その移動のルートにある支城は公儀の対象となりやすかつたと推測される。また、史料は残されていないが、当主が人吉在住の時は市房社参詣などを利用して球磨郡内の支城を回る巡行目的の公儀を行っていたものと推測される。

なお、高津賀城には、八代年行による本城化の決定により永祿五年九月八日に拵えのため八代籠から八代衆が上っている。頼房は、同十月二十七日にその普請手伝いの八代衆に「御酌被召候」と勞をねぎらい、翌日に高津賀城の拵えの現場で普請の様子を公儀している。

晴廣の天草公儀 天文十七年三月二十二日に佐敷から出船した晴廣は、二十四日に天草殿と参会し、二十五日には柄本殿、また二間斗で大矢野殿と参会し、二十六日に八代に帰宅している。天文十二・十三年には相良長唯によって上津浦氏や柄本氏には官途が授与され

ていたように形式的な被官関係にあり、この天草への「晴廣様御公儀」も領内巡行に準じた性格を有する公儀であつた可能性を指摘しておきたい。

以上、領域境目・神社参詣・支城など、領内を領主が移動する動的な公儀を中心に事例をあげ、当知行との関わりを指摘した。戦国時代における「公儀」は、軍事的諸機能（軍事指揮権・軍事動員権・軍役賦課権）が重要な比重を占めていたとされ、「軍事的公儀」であることに特質があるとされている。

冒頭で述べた「八代日記」にみる静的な公儀、すなわち、陣内（御内）において行われた公儀の主体者は、天文四年に亡命してきた菊池義宗の公儀に限定されていた。しかし、天文十三年に相良長唯が陣内に転居したことで、陣内での公儀の主体者は長唯に劇的・下克上の転換した。この事件は相良氏の実質的な戦国大名化を表象する出来事であつたと評価でき、この事件を契機に公儀の主体者は相良氏に一元化され、使者の応接や家臣団との談合、儀式、領内の巡行などを積極的に実行するようになるのは前述したとおりである。特に大境の水俣への公儀や市房社への参詣、支城への公儀など、領内一円を巡行する動的な公儀は、儀礼的な色彩が強く、領域の実効的占有（当知行）のため領主に課せられていた行動様式（作法）そのものであつたことを想定しておきたい。

おわりに

戦国期の社会矛盾と特質が明瞭にあらわれる境目地域に注目し、豊福領を事例に大名どうしの領土紛争とその知行化の段階を整理した稲葉継陽は、①一方による当該地域の占領、②当該地域の割譲要求、③下城の実現、④占領軍による即時在城と城普請、⑤領土協定

の正式締結、⑥婚姻関係の契約、⑦同盟関係の起動、という展開を想定した。⁶⁵

小論では、豊福を含む相良氏の知行に関する五つの事例から、中世における実力占有は、敵方の下城↓占領・当主在城↓新城普請↓当主在城（公儀）という一連の過程を経て実行されていたことを復原した。この過程は稲葉の想定した境目の知行化の段階を踏襲する結果となっているが、④段階での占領軍による城普請は、占領した城郭の一部破却や再構築、拡張工事にあるのではなく、城地を離れた場所での新城普請が作法にかなった方法であったことが想定できたとする。そして、この作法は本城や境目の城だけでなく、占領した地域全体の支城にもおよんでおり、領主は境目を含む領内一円の巡行という公儀を実行することで当知行（実効的占有）を内外に公示しつづけなければならなかった。

占領後の新城普請という作法の根源は、いまだ明らかではないが、地鎮や歛立、軍神勧請の実例からすると、占領以前の築城者によって神霊が勧請されていた城郭を占領者がそのまま占有し使用するという行為は、禁忌としてタブー視されていたことは十分に肯定できるであろう。軍配者の駒井高白斎の遣した「高白斎記」には、武田氏は城を取ると焼払ったりしてから歛立式を行いその後普請をしていた様子が記録されている。⁶⁶ 徳本正治によれば、「前に城を造った者が生命を吹き込んでいた城を一旦破壊することで、前の城主と城の特殊な関係を断ち切り、新たな関係を打ち立てようとする意識の表れ」と解釈されている。⁶⁷

隣接地での新規築城の場合、占領後の既存城郭の取り扱いが問題となるが、現在でも中世城郭の多くは土木遺構を確認できる状況から、作事された建物・堀などの施設が撤去され、堀が埋められる程度で、土木施設の多くは徹底して破却されることがなかったであろう。

うと考えられる。

軍学書にみられるような雲気による占いや築城の際の軍神勧請などは全国で行われており、当該新城普請の作法も同様な広がりをもって確認できるものと推測するが、今後はフィールドをさらに広げて検証していく必要がある。

なお、周知のように近世への移行期である織豊期から徳川政権初期は、統一政権によって組織的な城破りと築城が実施された時期であるが、こうした城郭政策の大きな転換期に実力占有の中世作法がどのような様態を示すようになるのか、残された課題である。

織田信長の城郭政策は、当初戦略的見地からの破却と築城が中心であったが、安土城誕生を契機に、「旧支配者の城郭破却は、新技術を駆使した城を中心とする新支配体制確立のために実施されるようになり、新城は、統一政権誕生の象徴として築かれていく」とされている。⁶⁸ また、秀吉の場合は、分国支配に必要な城に自軍を在番させ、そのうえで普請を強化して所領安堵した大名に引き渡し、一方で不要な城々は破却し、「諸国の城々は秀吉の城、という実態と観念」を成立させたという。⁶⁹ さらに、織豊系大名が転封先の新領土に入った事例を検討した八巻孝夫は、転封大名には新城と新城下町の建設が課題としてあったが、軍事的な緊張の残存など、在地の状況により、「旧本城へとりあえず入って、新城をめざすもの、旧城を大改修し新城にするものという風に分かれた」と整理した。⁷⁰

以上のように、現在のところ新城普請は、織豊系大名や徳川大名にとって自明の政策として受け入れられていた存在であるものの、その普請理由は軍事面や政治面、城下領国の経済面での要請によるものとして理解されているのが実情である。占領直後の軍事的緊張期に旧来の城郭を踏襲して一時期使用することは当然のことであり、相良氏の場合でも確認できる。そうした城郭も軍事的緊張が緩和し

た段階になると、その多くは隣接地や新天地に築城されている。具体的には、隈本城主加藤清正は、慶長五年に茶臼山に築城中の城を「新城」と称して普請させている。¹⁸恐らくは中近世移行期の統一政権に至るまで、占領地の当知行にあたっては、一貫して新城普請を伴う実力占有の作法が底流に存在していたと思われる。

最後に、中世の相良氏（球磨衆）の軍事行動は、南九州各地の派兵先に所在する「球磨陣」「求麻陣」「熊陣」「隈陣」「隈之城」「九万城」などと地名表記された自前で築城したクマ陣・クマ城によって類推でき、都城や山門院、牛屎院、菱刈院などでは所領の獲得に成功し、その城郭を拠点に実力占有を行っていた。¹⁹相良氏の実力占有の様子は、南北朝期以降に恒常化した圏外への派兵によって概要が把握できるわけだが、派兵の動機を理解するためにはあらゆる軍事的機会を通じて実力によって所領の獲得に躍起になっていた武士団の姿を想像しなければならないだろう。

服部英雄は、中世武士団の本質を「あらゆる利権を貪欲にあざりつづける武装した総合商社」と評した。²⁰球磨衆の広範かつ積極的な軍事活動は、新恩地獲得を求めて「一所懸命」に戦場を駆けまわる武士の姿を如実に物語る典型例として理解されよう。

註

- (1) 島田征夫「国際法」弘文堂、一九九二。
- (2) 日本城郭史研究に大きな足跡を残した鳥羽正雄は、その著作『日本城郭辞典』（東京堂出版、一九七二）の序文において「城は人間の生命と財産を安全にする設備である」と定義している。また、多くの辞典や辞書、百科事典の記載をまとめた井上宗和は、「城とは人によって住居・軍事・政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう」と定義している。鳥羽あるい

は井上の定義は、城郭の内的な軍事性を重視したもので、一般的な城郭観とみなされるものである。

- (3) 石井良助「日本不動産占有論」創文社、一九五二。
- (4) 小林一岳「実力占有の作法」「日本中世の一揆と戦争」校倉書房、二〇〇一。
- (5) 稲葉雅陽「戦乱・城郭と「当知行」」新体系日本史三 土地所有史 山川出版社、二〇〇二。
- (6) 「大日本古文書家わけ第五 相良家文書」（東京帝国大学史料編纂掛 初版一九一七）三一九号。
- (7) 鶴嶋俊彦「クマ陣・クマ城」と中世の南九州」『別冊歴史読本』（地名を歩く）新人物往来社、二〇〇四。同「クマ陣と相良軍団」「ひとよし歴史研究」第七号、人吉市教育委員会、二〇〇四。
- (8) 『野田郷土誌』野田町、二〇〇三。
- (9) 『相良家文書』二二二一号。
- (10) 「大童文書」一号「大童重國忠状案」『熊本縣史料』中世編第四、熊本県、一九六七。
- (11) 『相良家文書』二四四号「嶋津季久書状」。
- (12) 『相良家文書』二四六号「嶋津季久書状」。
- (13) 前掲9の「相良氏山門知行以下由緒書」による。
- (14) 字新城の南側台地の字諏訪山に鎮座する諏訪神社は「長峯諏訪社」と呼ばれていた、『大口郷土誌』上巻大口市一九八一・八一〇頁。
- (15) 『薩藩旧記雑録』一六〇六「文明記」他。
- (16) 熊本中世史研究会編「八代日記」青潮社、一九八〇。
- (17) 『薩藩旧記雑録』などによる。
- (18) 『淵田文書』一号「皆吉伊豆守文高長状」。当文書は「奥野城跡」（熊本県教育委員会、一九八七）に所収されている。
- (19) 『相良家文書』三一九号「沙彌洞然長状写」。
- (20) 前掲16の「八代日記」による。
- (21) 『相良家文書』三一九号「沙彌洞然長状写」。

- (22) 『相良家文書』三〇二号「菊池重治安堵状」。
- (23) 『八代日記』による。
- (24) 『八代日記』による。
- (25) 相良村誌編纂委員会編『嗣誠独集覽』相良村、一九九五。
- (26) 鶴嶋俊彦「中世八代の城郭と城下」『南九州城郭研究』第二号、二〇〇〇。
- (27) 『相良家文書』二七三「菊池政朝書状」
- (28) 『八代日記』による。
- (29) 『相良家文書』二八六号「朽網親満外二名連署状」。
- (30) 『相良家文書』二八七号「氏名未詳手日記案」。
- (31) 『八代日記』による。
- (32) 『相良家文書』二九三号。
- (33) 鷹峯城は江戸時代の相良家の編纂記録などに八代本城のこととして錯誤され、以来最近までその錯誤が続いている。
- (34) 『相良家文書』三一三号、同三一四号。
- (35) 『八代日記』による。
- (36) 『相良家文書』三〇二号「菊池重治安堵状写」。
- (37) 「願成寺阿弥陀如来胎内銘」「熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告(全)、青潮社、一九七四。
- (38) 鶴嶋俊彦「小西行長領国の城郭」(肥後考古学会第二二六回例会発表資料、二〇〇三)。
- (39) 長伝寺山は現在土取りによって消滅しているが、麓には相良長唯・晴廣を供養する五輪塔などの石塔群や観音堂(長伝寺跡)があり、損壊を免れた一部斜面には堅堀も確認できる。
- (40) 大牟田城は千丁町大牟田字城を遺跡地とするが、遺構は明確でない。『肥後国誌』には別名を上土城とし名和氏家臣の蜂須賀家親が文亀元年に築城し、後に相良氏家臣の岩崎主馬忠久が城主となったとする。現在、上土の集落は大牟田の集落から離れた場所にあり、『八代日記』では天文十一年に「あけ土の類火に東かこい焼候」とあり、翌
- 年に大牟田城の歙立を記しているので、大牟田城は上土城の新城であったと判断される。一方、高塚城は『八代日記』に「六度の普請記事が確認でき、地名としても「新城」が残されている(鶴嶋「相良氏境目の城 高塚城」『ひとよし歴史研究』四号、人吉市教育委員会、二〇〇一)。
- (41) こうした隣接地に城郭が位置する場合、片方の城郭の伝承が失われていたり(種山城・高田城)、一連の城郭として処理されている事例(津奈木城)があり、踏査では注意が必要である。
- (42) 佐敷城の旧城は兼丸城跡に、新城は佐敷東の城跡に比定される(鶴嶋俊彦「中世相良氏の佐敷城」『ひとよし歴史研究』第三号、人吉市教育委員会、二〇〇〇)。湯浦城の場合は旧城が切岸のみからなる小野嶽城跡に、新城を二重の横堀をもつ野角古城に比定できる。
- (43) 前掲7論文。
- (44) とりあえず、新城・今城の分布確認は『日本城郭体系』16・17・18巻(新人物往来社刊)において行つた。古文書や記録類、字地名や伝承地名の精査をすれば、新城の事例はさらに確認されると思われる。
- (45) 例えば知覧城内の内枳形虎口を採用した「今城」について、千田嘉博は「最終段階の城主屋敷であった可能性も残る」としている(『南九州における戦国・織豊期城下町と権力』『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇三集、二〇〇三)。
- (46) 新城地名については、『上井覚兼日記』にも数例確認できるが、今後の史料調査や縄張調査を経たうえで、再度考察したい。
- (47) 中澤克昭『中世の武力と城郭』吉川弘文館、一九九九。
- (48) 小和田哲男『呪術と占星の戦国史』新潮選書 新潮社、一九九八。
- (49) 『八代日記』には豊富な天文・氣象・怪異などの記事があるため、活字本巻末にはその一覧が設けられているが、『八代日記』作成の中心人物とされる的場内藏助が軍配者であった可能性も考えられる。
- (50) 永松 敦「島津義久と修験道——合戦と作法——西南地域史研究」第

- 九輯、文献出版、一九九四。
- (51) 前掲50論文。
- (52) 東京大学史料編纂所編纂「大日本古記録 上井覚兼日記」岩波書店、一九五七。火色の事例は前掲50論文に詳述されている。
- (53) 「軍法侍用集」は、小笠原流軍学者である小笠原昨雲が、元和四年に戦国期の実戦に即した軍法（水禄半ばから天正半ば位までの武田家を中心とする戦国武将の合戦例）を分類し詳述した軍学書である（古川哲史監修、魚住孝至・羽賀久人校注「戦国武士の心得」*「軍法侍用集」の研究、ペリかん社、二〇〇二）。
- (54) 土肥賢一郎編「球磨郡神社記」球磨叢書刊行会一九一九（青井阿蘇神社所蔵の元禄十二年に青井采女が著わした「麻郡神社記」を底本とした刊本）。
- (55) 「相良家文書」二五五・二九六・二九八・三四二・四九六号。
- (56) 前掲25「嗣誠独集」一三六項。
- (57) 二木謙一「中世武家の作法」吉川弘文館、一九九九。
- (58) 久多良木1488番在住の山田辰喜氏の教示。
- (59) 「熊本県歴史の道調査—人吉街道—」熊本県教育委員会、一九八三。
- (60) 久保健一郎「戦国大名と公儀」校倉書房、二〇〇一。
- (61) 鶴嶋俊彦「中世八代城下の構造」「港湾都市と対外貿易」中世都市研究10、新人物往来社、二〇〇四。
- (62) 稲葉継陽「戦国大名領「境目」地域における城と村落—肥後豊福領地域をめぐって—」「熊本大学社会文化研究」1号、熊本大学大学院社会文化科学研究科、二〇〇三。
- (63) 福原圭一「武田氏の築城についての一考察」「信濃」第五二七号、一九九三。
- (64) 笹本正治「戦国大名武田氏の信濃支配」名著出版、一九九〇。
- (65) 加藤理文「織田信長の城郭政策」「織豊城郭」第十号、織豊期城郭研究会、二〇〇三。
- (66) 小林清治「秀吉権力の形成」東京大学出版会、一九九四。
- (67) 八巻孝夫「織豊系転封大名の本拠」「中世城郭研究」第六号、中世城郭研究会、一九九二。
- (68) 「加藤清正書状」「新熊本市史」史料編第三卷、八一号文書。
- (69) 前掲7論文。
- (70) 「武士と荘園支配」日本史リブレット二十四号、山川出版社 二〇〇四。

Tōchigyō and New castle, Kōgi

TSURUSHIMA Toshihiko

The system that a feudal lord and a daimyō occupied a territory by military strength was called as *tōchigyō* (当知行) in the Japanese medieval society. It was necessary for them to have a castle as a lodgment in order to occupy a territory by power.

The process of the territorial occupation by power was made clear from the analysis of territorial acquisitions of Daimyō Sagara in many cases.

- 1) The attacking force occupied the castle immediately after the enemy surrendered to.
- 2) The construction of the new castle was started before long.
- 3) A daimyō made his troops stationed after securing his place at the newly completed castle temporarily.

Incidentally, in those days, it was a general custom to deify army God, which was characteristic of the lord, in the case of building a castle. Therefore, an occupier had to rebuild a castle as deified with new army God, in who he believed, after destroying the original one. These manners were seen throughout the occupied area, and consequently, numbers of new castles were built.

A warlord of the Sengoku period had to repeat ceremonial military activities around the castle both in the territory and the border area, because he needed to make public that he was the one who occupied acquired territory. A series of ceremonial military activities aforementioned was used to called *kōgi* (公儀) in the Japanese medieval society.